

## お取引にかかる諸費用等に関する契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、お客様のお取引にかかる手数料などの諸費用について、記載されております。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

### 手数料など諸費用について

- ・ 口座開設されたお客様は、月々口座管理料を頂戴いたします。口座管理料は、お取引がない場合についても、お客様の取引口座より徴収されます。口座管理料についての詳細は、以下のサイトでご確認下さい。

([www.interactivebrokers.com/jp](http://www.interactivebrokers.com/jp))

- ・ 各商品のお取引にあたっては、購入対価の他に当社ウェブサイトで掲載の売買手数料を頂戴いたします。売買手数料は、お客様の取引される商品、為替、データ使用の有無等により、課金料率が異なるため、この書面には掲載しておりません。当社ウェブサイトよりご確認下さい。

([www.interactivebrokers.com/jp](http://www.interactivebrokers.com/jp))

- ・ 海外商品のお取引に当たっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。海外取引にかかる現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その他の金額等を予め記載することは出来ません。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、基準となる通貨はそれぞれ外国金融市場等での有価証券の基準通貨にて行われます。もし、口座にて保有しない通貨の有価証券の買付けをした場合、信用取引として扱い、お客様の口座にて余力がある場合においては、当社にて融資いたします。この場合、お客様が受けた融資の金額に対し、金利が発生します。もし、融資を希望されない場合は、当該通貨を別途ご入金いただくか、当社が提供する外国為替市場取引のシステムを使い、通貨交換を行ってください。

### 証拠金について

- ・ お取引に必要な証拠金につきましては、以下のウェブサイトをご参照下さい。

([www.interactivebrokers.com/jp](http://www.interactivebrokers.com/jp))

- ・ インタラクティブ・ブローカーズ（以下、IBと言います。）では、顧客契約書に記載の通り、お客様が証拠金必要条件を満たすことがなくても通告はいたしません。IBはマージンコールを発行せず、原則、日中あるいは夜間の証拠金不足について、それを満たすために信用供与はいたしません。また、事前通告なく証拠金必要条件を満たすために口座建玉の一部又は全部を強制的に決済することもございます。さらにこの場合、その決済で生じた損失についても、お客様ご自身が責任を負うこととなります。

## 金融商品取引契約に関する租税の概要

- ・ 金融商品取引契約に関する租税については、各商品毎の契約締結前書面に概要をお知らせしておりますが、商品発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがございます。
- ・ 日本の所得税法上、日本の居住者が海外において株式等を売却したことにより得た譲渡益全般について、原則として、国内で株式等を売却した場合と同様に、日本の所得税法の規程に基いて課税されることとなります。
- ・ 弊社外務員は税務に関する助言を提供する権限を与えられておりません。
- ・ 金融商品取引契約に関する租税の詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

## 当社の概要

商 号 等 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者  
関東財務局長（金商）第 187 号

本店所在地 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号 鉄鋼会館 4 階

加入協会 日本証券業協会

資 本 金 1,150,520 千円

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成 18 年 8 月

連 絡 先 〈代表〉 03-5645-3081